

介護職員の平均月給36万6900円

勤続10年以上 特定待遇加算で

「介護職員等特定待遇改善加算」を取得した事業所で、介護福祉士の資格を持ち10年以上働く常勤介護職員の平均月給（手当、賞与など含む）が、今年2月時点で36万6900円となつたことが10月30日、厚生労働省の調査で分かった。前年より2万740円上がつた。常勤介護職員全体の平均月給は32万5550円で、1万8120円増えた。

（榎戸新）

同加算を配分した職員の範囲（複数回答）は「経験・技能のあるある」が93%、「他の介護職員」が85%、「他職種」が60%。

職員が多かつた。
給与の引き上げ方法（複数回答）は「手当の引き上げ・新設」が54%、「定期昇給」が51%、「賞与の引き上げ・新設」が26%などだった。経験・技能のある介護職員の賃金改善状況は「年収440万円以上」の職員がいる」の42%だった。

一方、同加算を取得した事業所は64%（今月より10%増えた。サービス別では特別養護老人ホームが9割と高く、訪問介護や通所介護は2割と低かつた。同加算を取得している理由（複数回答）は

「職種間・介護職員間の賃金バランスがとれなくなる」「賃金改善の仕組みを設ける事務作業が煩雑」が多かつた。せよ、同加算は取得保険審議会介護給付費分科会に報告された。

ことば 介護職員等特定待遇改善加算II
経験・技能のあるリーダー級の介護職員（基本は勤務10年以上の介護福祉士）を中心に賃金を上げるもの。1人以上は月8万円の改善または年収440万円以上にするなどの条件があり、事業者の判断で介護職員以外の他職種に配分することもできる。消費税率10%への引き上げに合わせて、昨年10月に創設された。

老人ホームが9割と高く、訪問介護や通所介護は2割と低かつた。同加算を取得している事業所の平均給は28万7880円で、9120円上がった。調査は今年4月に特

く、訪問介護や通所介護は2割と低かつた。同加算を取得している事業所の平均給は28万7880円で、9120円上がった。調査は今年4月に特

く、訪問介護や通所介護は2割と低かつた。同加算を取得している事業所の平均給は28万7880円で、9120円上がった。調査は今年4月に特